



青森県報

第二千九十二号

平成十四年十月二十八日(月曜日)

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森市柳川一丁目四二の一〇から四二の一四まで、四二の三五、四二の八〇から四二の八四までを古川三丁目に編入する。

青森県告示第五百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

目 次

告 示

字区域の変更.....	(市) 振興課	一
字の区域及び名称の変更.....	(同) 同	一
公有水面埋立ての免許.....	(漁) 港漁場課	五
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経) 営振興課	六
右 同.....	(同) 同	七
肥料登録の有効期間の更新.....	(農) 林水産政策課	八
建設業者の許可の取消し.....	(青) 森県土整備事務所	八

告

示

青森県告示第五百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十四年十一月五日からその効力を生ずるものとする。

町 名	住 居 表 示 実 施 前 の 町 名 等
矢作一丁目	大字八重田字矢作の一部 大字原別字上海原の一部
矢作二丁目	大字八重田字矢作の一部
矢作三丁目	大字八重田字矢作の一部
本泉一丁目	大字矢田前字本泉の一部

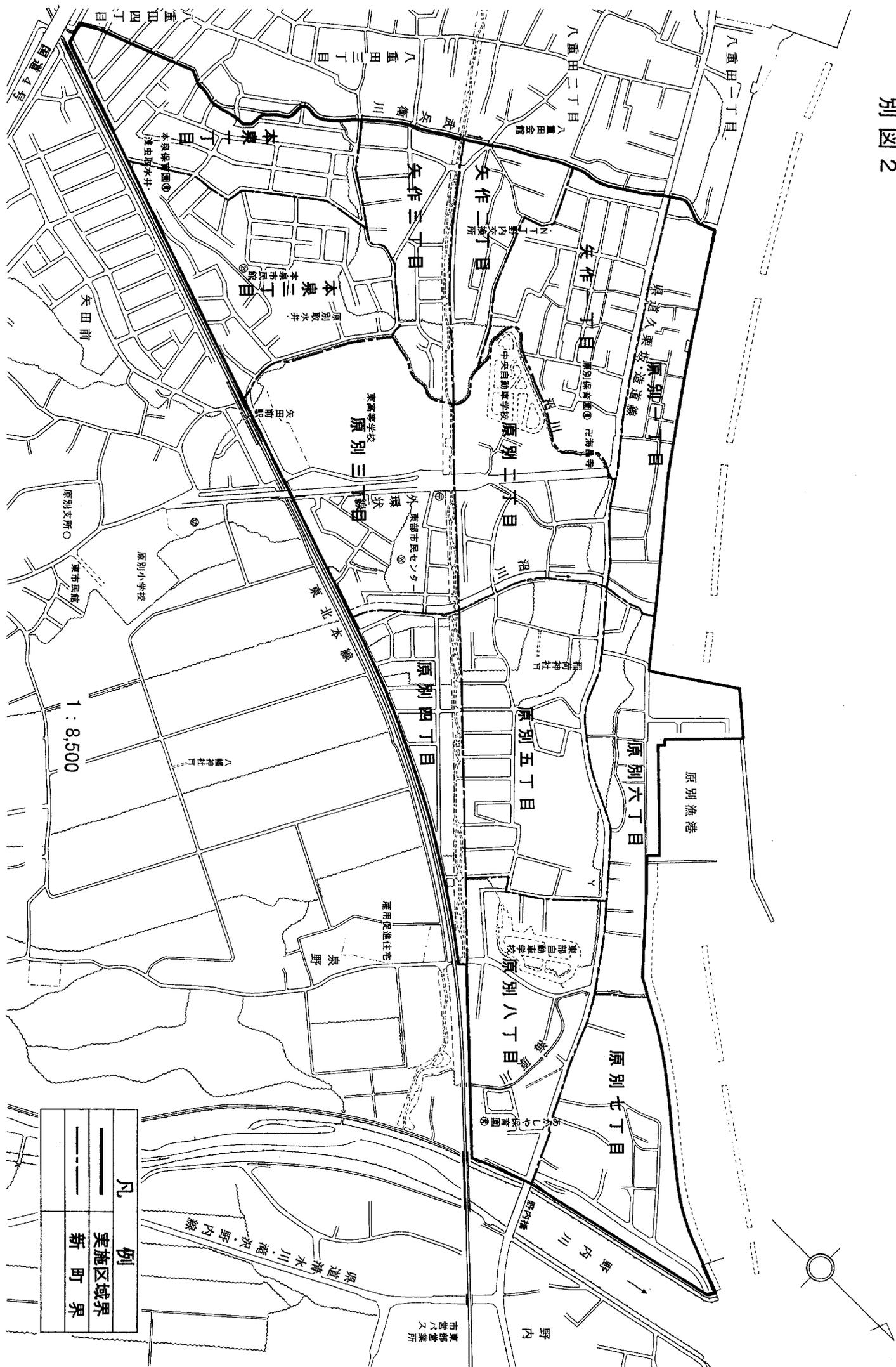
	本泉二丁目	原別一丁目	原別二丁目	原別三丁目	原別四丁目	原別五丁目	原別六丁目	原別七丁目	原別八丁目
大字八重田字矢作の一部	大字矢田前字本泉の一部 大字八重田字矢作の一部	大字原別字上海原の一部	大字原別字上海原の一部 大字原別字下海原の一部 大字原別字遠山の一部	大字原別字下海原の一部 大字原別字遠山の一部 大字原別字袖崎の一部 大字矢田前字本泉の一部 大字八重田字矢作の一部	大字原別字下海原の一部 大字原別字難波の一部 大字泉野字内野の一部	大字原別字上海原の一部 大字原別字下海原の一部 大字原別字難波の一部 大字泉野字内野の一部	大字原別字上海原の一部 大字原別字下海原の一部 大字原別字難波の一部	大字原別字上海原の一部 大字原別字難波の一部	大字原別字上海原の一部 大字原別字難波の一部 大字泉野字内野の一部 大字泉野字野脇の一部

別図 1



凡例	
——	実施区域界
- - - -	旧町界

別図 2



凡例	
	実施区域界
	新町界

青森県告示第五百二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十一日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字水須九〇に隣接し、九〇から二の一七の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡平内町大字清水川字和山地内に設置された三等三角点(北緯四〇度五四分五八秒、東経一四一度〇一分二五秒)の起点から七七度五分四五秒一、一三七・三〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三七度九分二秒四〇・一三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇七度九分三秒九・九六メートルの地点

④の地点 ③の地点から三七度九分三秒二六・一一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二七度九分三秒一一・三八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二〇七度三分三秒一一・二二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一一七度三分三秒一五七・四〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から五〇度七分五八秒九九・九七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三九度四三分六秒七九・〇一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二二二度五八分二四秒三〇・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二二度五八分二五秒四・八〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三二二度五八分二四秒一〇六・九一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三二八度二分二秒一〇一・五四メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二八度一分二秒一〇〇・〇二メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二九三度四分四二秒五六・〇八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一八度三分三六秒八・七六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二八八度三分三六秒八四・九九メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八度三分三六秒二・七四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二八八度三分三六秒三七・八九メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三七度九分二秒四・二〇メートルの地点

3 面積

二四、九六二・九九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字水須九〇から二の二九の地先公有水面及び同字九〇地内

2 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑤の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡平内町大字清水川字和山地内に設置された三等三角点(北緯四〇度五四分五八秒、東経一四一度〇一分二五秒)の起点から七六度四〇分二九秒一、一一三・九〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三七度九分三秒二二一・二四メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二七度九分三秒一四八・二九メートルの地点

④の地点 ③の地点から四九度四三分六秒一一九・二六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一九度五四分五秒七五・二四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三九度四三分六秒一七三・〇八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二二二度五八分二四秒一九一・五四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二八度二分二秒一五一・〇五メートルの地点

用するこ とができ る時間帯	駐車場の 自動車の 出入口の 数及び位 置		三か所
	荷さばき 施設にお いて荷さ ばきを行 うことが できる時 間帯		午前八時から午後八時 まで
祭日午前八時三十分 から午後九時十五分ま で	第二駐車場		午前九時から午後八時 十五分まで
	五か所		午前六時から午後九時 まで
		"	

駐車場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

五 届出年月日

平成十四年十月十六日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十四年十月二十八日から平成十五年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年二月二十八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定により、同法第五条第一項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があつたので、同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバス

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

大規模小 売店舗の 施設の運 営方法に 関する事 項	駐車場の 自動車の 出入口の 数及び位 置	変 更 前	変 更 後
	出入口四か所 出口一か所 入口一か所		出入口四か所

四 届出年月日

平成十四年十月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場 所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期 間

平成十四年十月二十八日から平成十五年二月二十八日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十四年十月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 三三三九号	肥料の種類 加工家きん ふん肥料	肥料の名称 発酵鶏糞	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
			窒素全量 三・〇 リン酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	公定規格 のとおり	日本ホワイト ファーム株式 会社 青森県古川二丁目一七番五号 字林尻一〇二

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社日青興業
- 二 代表者の氏名 小笠原 正人

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新町野字薄井五五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一〇〇二二号
- 五 取消年月日 平成十四年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成十四年十月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭